

内部留保資金に関係してくる

減価償却費・長期前受金戻入ってなに？

資本的収支の不足額を補てんしている

内部留保資金ってなに？

北名古屋水道企業団の水道事業の経営状況は、資本的収支は赤字でその不足分を「内部留保資金」で補てんしています。この「内部留保資金」に関係してくるお金が「減価償却費」・「長期前受金戻入」です。

減価償却費とは、取得した資産が時間の経過と共に減少していく価値を、使用期間全体に割り振り、費用としたものです。詳しくは2ページへ👉

長期前受金戻入とは減価償却費が取得経費を使用期間全体に割り振ることに対応して、その財源を収益として割り振ります。詳しくは3ページへ👉

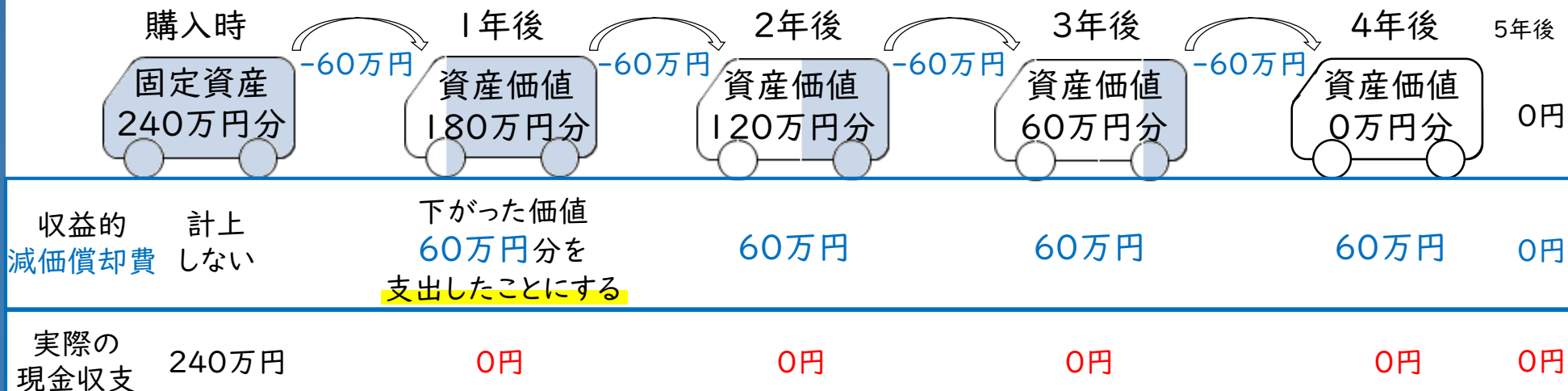
減価償却費・長期前受金戻入が存在する企業会計を適用させることで、費用と収益を正確に対応させて経営状況を正しく把握することができます。水道事業は企業会計の適用が義務とされています。

まずは、**減価償却費**から説明します。

現金が減らない支出それが**減価償却費**です。

例えば、法定耐用年数4年の軽自動車を240万円で購入した場合

$$240\text{万} \div 4\text{年} = 60\text{万円/年}$$



$$\text{資産購入費} \div \text{法定耐用年数} = \text{減価償却費/年}$$

$$240\text{万} \div 4\text{年} = 60\text{万円/年}$$

減価償却費は、収益的収支の支出として計上します。

軽自動車を240万円で購入した例で説明すると、実際は購入のタイミングで現金を資本的支出として支払い、固定資産として北名古屋水道企業団の資産となります。購入した車は永遠に240万円の価値を保つことはできず、時間と共に価値は下がってしまいます。公営企業会計上、軽自動車の法定耐用年数は4年と定められており、4年をかけて費用化するため単年度あたり、60万円ずつ会計上の支出（費用）として計上します。（定額法の場合）

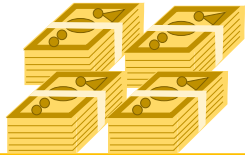
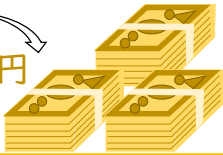
水道管の法定耐用年数は40年と定められていますので、「資産購入費（工事費）÷40年＝減価償却費/年」となります。

この支出が減価償却費です。減価償却費は会計上の支出のため、実際に現金が減るわけではありません。

次は、長期前受金戻入の説明します。

現金が増えない収入それが長期前受金戻入です。

例えば、法定耐用年数4年の軽自動車を240万円で購入した時に40万円の補助金をもらった場合
40万円÷4年＝10万円/年

購入時		1年後	2年後	3年後	4年後	5年後
補助金40万円						
						
		-10万円	-10万円	-10万円	-10万円	
収益的 長期前受金 戻入	計上 しない	10万円を 収入したことにする	10万円	10万円	10万円	0円
実際の 現金収支	40万円	0円	0円	0円	0円	0円

受け取ったお金 ÷ 法定耐用年数 = 長期前受金戻入/年 40万÷4年＝10万円/年

長期前受金戻入は、収益的収支の収入として計上します。

軽自動車を240万円で購入時に40万円補助金を受け取った例で説明すると、実際は購入のタイミングで現金を受取り、資本的収入として計上します。減価償却費と同様に、購入した車は時間と共に価値は下がってしまうことから、4年をかけて収益化するため単年度あたり、10万円ずつ会計上の収入（収益）として計上します。

水道工事に対して補助金を受け取った場合は、「受け取ったお金÷40年＝長期前受金戻入/年」となります。

この収入が長期前受金戻入です。長期前受金戻入は会計上の収入のため、実際に現金が増えるわけではありません。

最後に、**内部留保資金**の説明します。

現金が**減らない**支出
現金が**増えない**収入
収益的収支の

減価償却費等
長期前受金戻入
純利益

この3つを
整理したものが **内部留保資金**

減価償却費や長期前受金戻入は会計上存在するだけで、実際に現金の増減はありません。しかし、この会計上存在する収支も含めたものが、収益的収支の**純利益**です。

純利益には**長期前受金戻入**も含まれており、この整理の方法は概ね以下の3通りあります。

- ① 条例又は議会の議決を経て自己資本金に組み入れる方法
- ② 資本的支出に充てるための積立金（減債積立金、建設改良積立金）に積み立てる方法
- ③ 将来の費用・損失に充てるための積立金に積み立てる方法

現在当企業団では①の方法で整理しています。純利益のうち、長期前受金戻入を差し引いた分が実際に現金が増えた分となりますが、年度末時点では決算議決を経ていないので、まだ補てん財源としては使用できません。翌年度に議決を経て①の方法での長期前受金戻入の整理を行い、純利益から長期前受金戻入を差し引いた実際に現金が増えた分が補てん財源として使用可能となります。

例えば、令和5年度に実際に現金が増えた分は令和6年度に補てん財源として使用可能となります。

よって、**内部留保資金**とは、「前年度に実際に現金が増えた分」と「当年度の**減価償却費等**」と「過年度の**減価償却費等**のうち、補てん財源として未使用分」を合計したものです。